

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2023年7月

米国最新法律情報 No.94

労働法ニュースレター No.8

NY州における退職後の競業避止義務を禁止する法案の公表

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士 緒方 絵里子

弁護士・ニューヨーク州弁護士 伊佐次 亮介

はじめに

2023年6月20日、ニューヨーク州議会は、被用者に退職後の競業避止義務を課すことを禁止する法案（以下「本法案」）を可決しました¹。本法案は、今後キャシー・ホークル州知事に提出されることとなりますが、同知事によって承認・署名がなされた場合、署名から30日後（以下「本発効日」）に効力を生じることとされています。これまでニューヨーク州においては、被用者との間で合理的な内容の競業避止義務契約を結ぶことが許容されてきましたが²、本法案では原則として一律に競業避止義務を課すことを禁止しているため、本発効日後は競業避止義務についての実務が大きく変わることとなります。また、本法案により、ニューヨーク州は、カリフォルニア州、ミネソタ州、ノースダコタ州、オクラホマ州に続き、州法によって退職後の競業避止義務を課すことを禁止する5番目の州となります。このような競業避止義務に対する制限は、2023年1月5日付で連邦取引委員会が提案した規則案³や2023年5月30日付で全米労働関係委員会のジェニファー・アブルッツォ法務顧問が公表したメモランダム⁴とも一致した動きであると考えられます。本ニュースレターでは、本法案の概要及び雇用主が今後どのような点に注意すべきかについてご説明いたします。

本法案の概要

1. 本法案の対象

本法案は、一定の例外を除き、「合法的な職業、取引又はあらゆる種類の事業への従事」を制限する限りにおいて、いかなる契約も無効であるとした上で、雇用主、パートナーシップ又は企業等が、「対象となる個人」（“covered

¹ https://nyassembly.gov/leg/?default_fld=&leg_video=&bn=A01278&term=&Summary=Y&Actions=Y&Text=Y

² 日本においても、退職後に競業避止義務を課すことは職業選択の自由を侵害しうることから制限的に解されており、裁判例においては、企業の利益、従業員の地位、地域的限定の有無、制限期間、禁止行為の範囲、代償措置の有無を総合的に検討し、合理的範囲において有効と解されています。

³ 本規則案は、独占禁止法の観点からごく例外的な場合を除き被用者に競業避止義務を課すことを一律に禁止するものですが、その詳細は[独占禁止法・競争法ニュースレターNo.17「米国 FTC による被用者への退職後の競業避止義務の禁止に関する規則案の公表」](#)（2023年1月）をご確認ください。

⁴ 本メモランダムでは、被用者に対する競業避止義務が、一定の例外的な状況を除き、連邦法である全国労働関係法（National Labor Relations Act）に違反し得る旨の指摘がなされています。<https://www.nlr.gov/news-outreach/news-story/nlr-general-counsel-issues-memo-on-non-competes-violating-the-national>

individual”) に対して「競業避止義務合意」(“non-compete agreement”) を求めたり、要求したり又は受け入れることを禁止するものです。そして、禁止対象となる「競業避止義務合意」とは、「雇用主と「対象となる個人」との間の、その契約の当事者である雇用主との雇用終了後に、その「対象となる個人」が雇用を得ることを禁止又は制限する合意」と定義され、また、「対象となる個人」とは、「雇用契約に基づいて雇用されているか否かにかかわらず、他者との関係において、その他者に経済的に依存する立場にあり、その他者のために職務を遂行する義務を負う条件で、その他者のために仕事又は役務を提供する者」と定義されています。以上のとおり、本法案は雇用終了後の競業避止義務合意を広く禁止するものですが、雇用契約に基づく労働者のみならず、個人事業主やコンサルタントであっても特定の雇用主からの収入に大きく依存する場合は本法案の対象に含まれる可能性がある点に留意が必要です。

なお、本法案は、①一定期間の役務 (“fixed term of service”)⁵ のための契約、②雇用主の企業秘密又は機密情報の開示を禁止する契約、又は③「対象となる個人」が雇用中に知った雇用主の顧客に対する勧誘を禁止する契約には適用されない旨を規定しています。したがって、これらに該当する契約については、本発効日後においても引き続き有効であると考えられます。

2. 私的訴権の創設

本法案は、ニューヨーク州法の下、「対象となる個人」が、①本法案に違反する競業避止義務の無効、②かかる競業避止義務の執行に対する差止命令による救済、③対象者一人当たり最高 1 万ドルの予定損害賠償額 (“Liquidated Damages”)、並びに④失われた報酬、損害、及び合理的な弁護士報酬・費用の補償を求める訴訟提起を行うための権利 (私的訴権) を規定しています。したがって、「対象となる個人」は、本法案を根拠として一定期間雇用主に対して直接訴訟を提起することができます。

3. 本法案の効力

本法案は、本発効日以後新たに締結される契約にのみ適用することとされています。本法案が遡及的に適用されることは想定されておらず、本発効日以後に新たに修正・変更等が加えられない限り、本発効日以前に締結された退職後の競業避止義務を定める契約は、本発効日以後も引き続き有効な契約であると考えられます。他方、本発効日以前に締結された契約が本発効日以後に自動更新された場合に、本法案の対象に含まれるか否かについては、本法案上明確ではありません。

雇用主としての注意点

本法案により被用者の職位や報酬レベルにかかわらず原則として退職後の競業避止義務を課すことが一律に禁止されることとなるため、雇用主としては、本発効日後に新たに被用者との間で締結する予定の雇用契約や委任契約等の内容を見直し、退職後の競業避止義務が規定されている場合には、原則としてこれを削除するとともに、懸念される競業行為に対処するためのその他の手段を検討する必要があります。他方、本法案は、これまでニューヨーク州法裁判所によって効力が認められてきた退職後の雇用主の従業員の引抜きを制限する合意や事業売却に伴う競業避止義務については言及しておらず、これらの合意が本法案の効力発生後も許容されるのか不透明な状況にあります。また、退職する被用者と雇用主との間において、当該被用者に対して一定の退職パッケージを支払うことと引き換えに一定期間の競業避止義務を定めた退職合意書等を締結する場合がありますが、このような場合の競業避止義務についても一切効力を認めないこととするのか、本法案は明らかにしていません。したがって、本法案が現状の内容のまま発効した場合、本法案が禁止する競業避止義務の範囲については解釈の余地が残されることとなり、ニューヨーク州の裁判所によって今後どのような解釈がなされるのかその動向を引き続き注視する必要があります。

2023年7月11日

⁵ 本法案では “fixed term of service” の定義が規定されておらず、解釈の余地が残ります。

[執筆者]

**塚本 宏達**

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。

**緒方 絵里子** (長島・大野・常松法律事務所 弁護士 パートナー)

eriko_ogata@noandt.com

労働法に関する助言、労働訴訟の代理のほか、国内外の企業を代理して様々な紛争案件を取り扱う。労働法に関しては、企業の労務管理全般 (採用、就業規則作成、労働時間管理、懲戒処分、解雇や退職後の競業禁止義務)、労働時間管理やハラスメントに関わる社内調査から労働当局の対応に至るまで多くの経験を豊富に有している。

2003 年東京大学法学部卒業。2004 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)。

2010 年 Duke University School of Law 卒業 (LL.M.)

**伊佐次 亮介** (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

ryosuke_isaji@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業。2014 年東京大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2022 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

国内外の M&A、TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野の取引・紛争を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

米国最新法律情報、労働法ニュースレターの配信登録を希望される場合には、<<https://www.noandt.com/newsletters/>>よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>まで、労働法ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-employment@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先として登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。